

橋下大阪市長がすすめる全市職員への「アンケート調査」について、2月16日、日本共産党の志位和夫委員長は記者会見で次の見解をのべました。

# 無法行為の矛先は市職員だけでなく、全市民・国民にもけられている

## 違憲・違法な「思想調査」をただちに中止せよ

一、橋下徹大阪市長が、全職員を対象に、「労使関係に関するアンケート調査について」という名目で、政治活動へ

の参加の有無、投票行動にかかる問題、組合活動への参加の有無、組合活動についての考え方などについて、憲法違反の「思

想調査」を行っていることにたいして、労働組合、民主団体、法律家など、広範な人々からきびしい批判の声があがっている。

一、この「思想調査」は、すでに多くの人々から指摘されているように、第1に、憲法第19条に保障された思想・良心の自由、第21条に保障された政治活動の自由を乱暴に蹂躪(じゅりん)するものである。さらに、第2に、憲法28条に明記された労働組合の正当な活動を侵害する不当労働行為である。

しかも、この「思想調査」は、「処分」で威嚇しての「市長の業務命令」という形をとり、異常な権力的強制をもつてすすめられている。

一、くわえて強調したいのは、違憲・違法な「思想調査」の矛先が、市職員にとどまらず、すべての市民・国民にむけられていることである。

つまり、一般の市民、国民が、大阪市役所の職員に、「街頭演説に行きませんか」「だれだれを投票してくれませんか」と声をかけたら、それらの市民、国民の氏名を報告せよということになる。こうして、この「アンケート」は、市職員にたいする違憲・違法な「思想調査」にとどまらず、一般の市民・国民に対する違憲・違法な「思想調査」

う設問に対しても、職員本人の参加の有無とともに、「誘った人」の氏名まで回答することを求めている。「誘った人」は、大阪市職員に限定されておらず、一般的の市民、国民までが対象とされている。

また「あなたは、この2年間、職場の関係者から、特定の政治家に投票するよう要請されたことがありますか」という設問に対しても、職員本人が要請されたかどうかの有無とともに、「要請した人」の氏名まで回答することを求めている。ここでも「要請した人」は、大阪市職員に限定されておらず、一般的の市民、国



記者会見する志位和夫 日本共産党委員長

No.56 2012年2月 日本共産党大阪府委員会発行  
大阪市天王寺区空堀町2-3 Tel.06-6762-8771  
日本共産党大阪府委員会は以上の見解を発表しました。

JCP大阪 検索

を行うものとなつてゐる。これは市役所を、市民の福祉のための機関から、住民監視のための秘密警察的機関へと変えてしまふ、きわめて重大な問題である。

**民主主義守る一点で  
共同を**

自らの権力を振りかざし、こうした行為を平然とおこなう人物に、日本国憲法のもとで政治にたずさわる資格はない。

一、日本国憲法で保障された基本的人権は、日本のあらゆる場所において、あらゆる国民に對して保障されなければならぬ。憲法が通用しない場所を、日本のどこであれつくることは、決して許すわけにはいかない。ことは、大阪市にとどまらず、日本の民主主義全体にかかる重大な問題である。

その本質は、この勢力が大阪で現にすすめている独裁政治・ファッショ政治を国政に押し広げようといふものに他ならない。わが党は、この危険な野望を断固として打ち碎くために、民主主義を守るすべての人々と共同して奮闘する決意である。

わが党は、大阪市長が、違憲、  
違法な「思想調査」をただちに  
中止し、すでに回収したデータ  
を即時廃棄することを強く求め  
る。憲法で保障された人権と民  
主主義を守るという一点での、  
市民、府民、国民の広い共同を  
呼びかける。

1) このアンケート調査は、任意の調査ではありません。市長の業務命令として、全職員に、真実を正確に回答していただくことを求めます。  
正確な回答がなされない場合には処分の対象となります。

橋下市長の  
文書と

Q8 あなたは、この2年間、職場の関係者から、特定の政治家に投票するよう要請されたことはありますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。

(注)「要請した人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口に無記名で情報提供していただくことも可能です。

□ 1. 要讀されたことがある

→□ a. 組合（組合の役職者など構成員を含む）からの要請

#### 【要請した人:

□□ b. 組合以外の者(職場の上司など)からの要請

### 【要請した人：

【要請された場所(例:執務室) :

#### 【要請された時間帯(例: